

「広告等に関する自主規制基準」の一部改正について

1. 規則改正の目的

本協会では広告等に関して、最上位規則となる「広告等に関する自主規制基準」が制定されているほか、必要な規則策定を随時行って参りました。

この度「広告等に関する自主規制基準」について、その策定（平成3年）からの経年による広告の多様化等に伴う規定の見直し、及び景品類の提供についての規定の整備を目的とした改正を行うこととしました。

会員が行う広告等は投資者に与える影響も大きい為、適正且つ誠実な広告等を実施することは投資者からの信頼獲得に寄与するものと思われま

2. 方法等

規則の改正を行います。

3. 規則案の説明

(1) 規則の名称

景品類の提供についての規定の整備が本改正の趣旨である点に鑑み、規則の名称を「広告等に関する自主規制基準」から「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」に変更します。

(2) 規則案

別添資料をご参照ください。

(3) 改正条文

第1条 本規則が「広告等の表示」及び「景品類の提供」の双方に関する協会規則であることを記載しています。

第2条 i) 用語についての定義付けをしています。 なお、
「広告」・・・随時または継続してある事項を広く一般に知らせること
「景品類」・・・「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定する景品類（2条8号）※下記ご参照

「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済

上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は含まない。

- 一 物品及び土地、建物その他の工作物
- 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
- 三 きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）
- 四 便益、労務その他の役務

とされています。

「景品類の提供」・・・名称の如何を問わず、会員が営業に関して行う「景品類」の提供と考えられます。

ii) 広告媒体の具体列挙を削除しています。

広告等の表示及び景品類の提供の概念に該当するものは本規則の対象であるため、媒体の個別具体的な列挙を削除し、包括的な概念規定としました。

なお実務上の判断に資するため、具体例については別途定めます。

第3条 i) 定義が曖昧な「商業道德」は削除しました。

ii) 「取引の勧誘に関する」を削除しました。一般に「勧誘」は広告よりも極めて範囲限定的な概念であるため、本改正の趣旨に則り、広く「広告等の表示及び景品類の提供」に関して倫理慣行を確立する旨の記載としました。

第4条 投資者の判断を誤らせるような広告等の表示を行うこと、恣意的又は過度に主観的な表示を行うこと、評価等の根拠を明示しない表示を行うことについては、第5条（禁止行為）に移管しています。

第5条 第2項 第3項に移管しています。広告等の表示及び景品類の提供の禁止行為の規定について、「他の者に対価を与え又は与えるべく約束して」という成立要件を削除し、対価の供与に関係なく第三者に禁止行為をさせてはならない規定としています。

第5条の2 第1項 第7条に移管しています。

第5条の2 第2項 第7条第2項に移管しています。

第5条の2 第3項 本改正で削除しています。

広告等の表示については多種多様な記載方法が考えられ、また金融庁のパブリックコメントにおいて広告等の該当性の判断については「個別事例ごとに実態に即し実質的に判断されるべきものと考え」る点を考慮し、本規則で一律に「省略することができる」とはせずに、別途考え方を示します。

第6条 見出しを「社内管理体制の整備」とし、広告審査体制、審査記録の保管等について社内規則を制定し、役職員に遵守させる規程としています。

第7条 第8条に移管し、協会が必要と認めた場合は、広告資料の提出及び広告内容の説明を求めることができることとしています。

(新設) 第9条 広告等の表示及び景品類の提供に関し、必要な事項は別途定める旨を記載しています。

別紙様式 第7条の改正により、様式を削除します。

4. 今後の日程感

- 5月下旬 自主規制委員会決議
- 6月中旬 理事会決議
理事会承認後、公布
- 9月上旬 施行

6. 意見等の募集について

本規則改正案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することを予定しています。

(1) 公表資料及び公表方法

改正案(新旧対照表)を一般ホームページに掲載

http://www.ffaj.or.jp/public_comments/index.html

(2) 意見等の募集期間

平成26年4月14日(月)から平成26年5月2日(金)まで

(3) 意見等の提出方法

郵送、電子メールその他これらに類する方法

(4) 意見等の対応等

- ① 意見等の提出を受けた場合、当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて改正案について修正する。
- ② ①の回答案及び修正した規則改正案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は部会長が必要と認める場合に、修正した改正案について所管の部会員の了承を得るものとする。

(5) 規則改正の内容の公表

理事会で規則改正が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表する。

7. 施行後の取組状況の確認等

協会実施監査において確認いたします。

8. その他留意事項

特になし。

以 上

本件に関するお問い合わせ
総務部
03-5280-0881